つくば市無電柱化条例

~電柱がない街並みを継承・推進します~



1. つくば市無雷柱化条例とは

研究学園地区やTX沿線開発地区の一部では計画的にまちづくりが行 われたことから、無電柱化が図られております。しかしながら、公務員 宿舎の売却などにより新たな開発が行われており、電線類を架空線で整 備する箇所も現れています。

そのため、都市の防災機能の向上、安全かつ円滑な交通の確保及び景 観の整備を図ることを目的に、既に無電柱化されている区域の無電柱化 を維持するとともに、市内全域で無電柱化を促進する「つくば市無電柱 化条例」を平成28年9月30日に制定しました。



2. 条例の概要

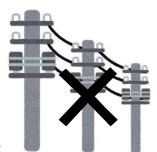
□無電柱化区域での制限

下図に示す区域を「無電柱化区域」として定めます。 無電柱化区域では、大きく2つの制限を設けています。



①電線類の敷設を要請する者(開発事業者など)は、電線類地中化のため の管路、特殊部、付帯設備など(※)を整備し、電線路については、電 線路を地下に埋設するための費用(※)を負担しなければなりません。

※整備する管路等や費用の負担の詳細については、規則を御覧ください。



②内線(電気事業者または電気通信事業者以外の者が所有する電線類)を敷設する者は、地中化に より無電柱化しなければなりません。

ただし、①、②とも技術的に困難な場合や工事等により一時的に使用するときなどについては、 この限りでないとしています。

無電柱化区域







||.街灯の設置 (条例第5条第1項,規則第5条)

開発行為を行い道路を新設し,新たに電線類を敷設する者は,当該道路を照らすため,規則に定 める照度を確保した照明を設置しなければなりません。

表 規則に定める照度(つくば市無電柱化条例施行規則第4条)

道路状況	平均水平面照度	鉛直面照度	照度均斉度
歩道がある道路	5ルクス以上	1ルクス以上	0.2以上
歩道がない道路	3ルクス以上	0.5ルクス以上	-



□無電柱化の促進

無電柱化区域以外の区域においては,大きく2つの努力規定を設けています。

1.無電柱化に努める (条例第4条)

下記にあてはまる場合,無電柱化区域と同様に無電柱化に努めなければなりません。

- ①既設の電線類と新設の電線類との接続部分が既に地下に埋設されている場合
- ②市街化区域において1ha以上の開発行為を行う場合

ただし,技術的に困難な場合や工事等により一時的に使用するときなどについては,この限りで ないとしています。

||.街灯の設置に努める (条例第5条第2項,規則第5条)

開発行為を行い道路を新設し、新たに電線類を地下に敷設する者は、規則に定める照度を確保した 当該道路を照らすための照明を設置するよう努めなければなりません。

3. 勧告と公表

本条例では、違反又は違反するおそれがある者に対し、勧告と公表 を規定しています。

1.勧告 (条例第6条)

無電柱化区域における規定及び街灯等の設置の規定(条例第3条、 第4条第1項)に違反、又は違反するおそれがあると認める者に 対し、違反を是正するために必要な措置をとることを勧告します。

Ⅱ.公表 (条例第7条)

勧告を受けた者が、正当な理由無く勧告に従わないときは、氏名 及び住所並びに勧告内容を公表します。公表は市のホームページ や広報誌などで行います。



4. 経過措置

この条例が施行した際に以下に該当する場合は、経過措置として本条例は適用しません。

1.条例第3条の経過措置

- ①都市計画法による開発行為等の許可申請を行い、既に工事に着手しており、検査済証の交付がなさ れていないもの
- ②建築基準法による建築確認の申請を行い,既に工事に着手しており,確認済証の交付がなされてい ないもの

11.条例第5条の経過措置

①都市計画法による開発行為等の許可申請を行い、既に工事に着手しており、検査済証の交付がなさ れていないものに係る道路の新設

つくば市無電柱化条例、つくば市無電柱化条例施 行規則、つくば市無電柱化条例、規則の運用解釈 については、つくば市のホームページを御覧くだ さい。

問い合わせ

つくば市企画部まちなみ整備課

電話:029-883-1111

Mail: pln122@info.tsukuba.ibaraki.jp

